

覚 書

滋賀大学(以下「甲」という。)及び草津市(以下「乙」という。)とは、平成22年5月31日付け滋賀大学と草津市との協力に関する協定書第2条(協力事項)に基づく事業について、下記のとおり協力して実施するため、次のとおり覚書を取り交わす。

記

1. 乙に所属する職員が、甲の大学院教育学研究科(修士課程)一般選抜入学試験又は大学院経済学研究科(博士前期課程)社会人特別選抜(派遣社会人)に合格し入学した場合、在籍生のうち1名の授業料は納付を要しないこととする。
2. 乙は、甲の学生のインターンシップの受け入れについて協力する。
3. 乙は、甲の教員の教育研究に資する情報提供の要望について、可能な限り協力する。

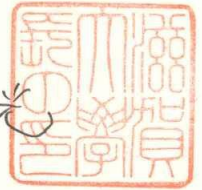
上記の覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年5月31日

(甲) 彦根市馬場一丁目1番1号
国立大学法人滋賀大学

滋賀大学長

佐和 隆光



(乙) 草津市草津三丁目13番30号
草津市

草津市長

橋川 涉

